

環水大大発第110316001号
環水大水発第110316002号
平成23年3月16日

都道府県知事 殿
大気汚染防止法政令市長 殿
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について

「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」（平成22年法律第31号。以下「改正法」という。）は、平成22年5月10日に公布され、新たに創設された事業者の責務に係る規定については平成22年8月10日から施行され、その他の規定については平成23年4月1日から施行することとされている（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成23年政令第21号））。また、改正法による改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）を施行するため、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第22号）及び大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年環境省令第3号）が平成23年3月16日に公布されたところである。

貴職におかれては、法の厳正かつ実効性のある施行について、下記別紙1及び別紙2に示した改正法に係る事項に十分御留意の上、格段の御協力及び事業者への適切な指導をお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方をお願いする。

また、「[今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について](#)」（平成22年1月中央環境審議会答申）において示された別紙3の事項にも格段の御協力をお願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- 別紙1 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について（大気汚染防止法関係）
- 別紙2 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について（水質汚濁防止法関係）
- 別紙3 「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方」の留意事項について

別紙1 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について（大気汚染防止法関係）

第1 改正の背景

昨今、大企業も含めた一部の事業者において、ばい煙量又はばい煙濃度（以下「ばい煙量等」という。）の測定結果の記録の改ざん等の事案が相次いで明らかとなっている。事業者による測定結果の記録は、排出基準遵守等の自主的な履行の確保に資するとともに、地方公共団体がばい煙の排出に関し、改善命令等の大気汚染防止法に基づく措置を講ずる場合に重要な判断材料となるものであり、記録の改ざん等により地方公共団体の立入検査等の実効性が失われることが懸念されている。

また、近年大気汚染に係る環境基準は全国的に概ね達成されており、一のばい煙発生施設における排出基準違反が発生したとしても、一般大気環境測定局における環境基準が直ちに不適合となる事態は生じにくくなっている。一方、排出基準に適合しない排出が継続的になされるおそれがあっても、改善命令等の措置を講ずるためには、「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認める」という要件が必要であり、これを満たすと判断されなければ、改善命令等の措置が講じられず、排出基準違反を現実に発生させることになりかねない。

近年、このような排出基準の継続的な不適合事案も発覚しており、一部の地方公共団体からは、ばい煙の改善命令等の発動要件の緩和に係る要望もなされていたところである。

さらに、以前に比べ大気環境は改善傾向にある一方、依然として光化学オキシダントの環境基準の達成状況が低い等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある状況がみられ、ばい煙排出者による更なる努力に加え、全ての事業者においてもばい煙の排出が現状より悪化することのないよう、排出量の低減を図るよう自主的な努力が必要である。

これらの状況を踏まえ、下記の改正を行うこととしたものである。

第2 ばい煙に係る改善命令等の発動要件の見直し（改正法による改正後の大気汚染防止法（以下別紙1において「法」という。）第14条第1項及び第3項関係）

1. 趣旨

都道府県知事は、ばい煙排出者が、排出基準等に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときに、改善命令等を発動することができることとし、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めること（被害要件）を改善命令等の発動要件から削除することとする。

排出基準等に適合しない「ばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき」とは、ばい煙発生施設等の構造的欠陥等により排出基準に適合しないばい煙を継続的に排出する蓋然性が高いことを指し、例えば、施設の操業管理上の問題により一時的に排出基準に適合しないばい煙を排出するおそれがある

と認められるときは、改善命令等の対象とはならない。

第3 ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設（法第16条及び第35条第3号並びに大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令による改正後の大気汚染防止法施行規則（以下別紙第1において「規則」という。）第15条関係）

1. 趣旨

ばい煙排出者に対し、ばい煙量等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、意図的にこれらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を設けることとする。なお、本罰則は、法第16条に規定する測定を実施しなかった場合にも適用される。

2. ばい煙量等の測定について（規則第15条関係）

ばい煙量等の測定は、ばい煙排出者が排出基準又は総量規制基準の遵守状況を確認するために義務付けているものであるため、規則第15条において当該測定の対象を排出基準又は総量規制基準が定められたばい煙とすることとする。大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年総理府令第31号）附則第4項等により、当分の間、排出基準を適用しないとされているばい煙については、同様の理由により、法第16条の測定の対象とはしない。これにより、「大気汚染防止法に基づくボイラーの規模要件の見直しについて」（昭和60年6月10日付け環大規第151号）第3の3、「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行等について」（昭和62年11月6日付け環大規235号）第3の4、「ガスタービン、ディーゼル機関に係る規制に当たっての留意事項について」（昭和62年11月6日付け環大規第237号）第1の5及び6並びに「ガス機関及びガソリン機関に係る規制に当たっての留意事項について」（平成2年12月1日付け環大規第385号）第3は削除する。なお、規則第15条の規定は、ばい煙排出者の自主的な取組により、排出基準又は総量規制基準が定められていないばい煙について測定することを排除するものではない。

また、測定に当たっては、引き続き、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」（昭和46年8月25日付け環大企第5号）の第4「ばい煙の測定分析方法に関する事項」に留意されたい。

その他、改正についての留意点は（1）から（3）までのとおりである。

（1）測定結果の記録及び保存（規則第15条第2項第1号及び第2号）

測定の結果は、様式第7によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を3年間保存することとする。また、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者から当該測定に係るばい煙濃度の測定結果等について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合には、

当該証明書の記載をもって、様式第7によるばい煙量等測定記録表の記録に代えることができることとし、当該証明書を3年間保存するものとする。なお、この場合には、ばいじん又は有害物質にあっては規則別表第2から第3の2までの備考に掲げるCについての記載がある証明書の交付を受けることとする。また、当該証明書に硫黄酸化物の濃度の記載に加え、硫黄酸化物の排出量についての記載がある場合には、様式第7の硫黄酸化物の排出量の欄への記載は不要である。

(2) 様式第7の記載（規則様式第7関係）

様式第7について、測定を要しないばい煙に係る記述欄を削除して使用しても差し支えない。

様式第7に記載するばい煙量等の測定方法は、規則別表第1から別表第3の2までの備考に掲げる日本工業規格等について記載すること。また、硫黄酸化物の量の測定について、規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。なお、立入検査等の際に様式第7に記録されたばい煙量等の測定結果を確認する場合には、測定機器の整備状況、試薬の有無等を把握することにより日本工業規格等による測定が可能であるか確認すること。

(3) 硫黄酸化物関係

今般の改正により、硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定は規則第15条の対象外とすることとしたが、規則別表第1の備考二により硫黄酸化物の量を算出する場合には、当該硫黄含有率の測定が必要であること、また、排出基準又は総量規制基準の遵守のためばい煙排出者が当該硫黄含有率を把握しておくことが必要であることから、引き続き、必要に応じ、ばい煙排出者に対し適当な方法により当該硫黄含有率を把握するよう指導されたい。

第4 事業者の責務について（法第17条の2関係）

1. 趣旨

事業者は、ばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならないこととする。

「事業者」とは、事業活動を行う者一般を対象とし、法第13条第1項に規定されるばい煙排出者のみならず、ばい煙を大気中に排出する全ての事業者が該当する。なお、本規定に基づく措置は、事業者の自主的な判断の下に実施されるものであり、事業者にばい煙の測定又は排出の抑制を強制するものではない。

事業者による具体的な措置としては、例えば、ばい煙の大気中への排出の状

況の把握については、ばい煙排出者にあつては排出するばい煙に係るばい煙量等の自主的な常時測定の実施が想定され、ばい煙排出者以外の事業者にあつては、仕様書によるばい煙量等の把握等を想定している。

また、排出を抑制するための必要な措置については、ばい煙に係る排出基準よりも厳しい自主目標値の設定、施設の適切な維持管理の励行、施設更新時における「[低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン（平成21年環境省）](#)」適合機器等の低ばい煙排出型施設への転換等を想定している。

第5 罰則規定（法第35条関係）

1. ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則規定を次のとおりとする。

法第16条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記載をし、又は記録をしなかった者は、30万円以下の罰金に処する（法第35条第3号）。

2. 罰金の上限の引き上げ

法第35条の罰金の上限の金額について、20万円以下から30万円以下に引き上げる。このため、法第16条に関連する条項以外についても罰金の上限の金額が変わることに留意されたい。

第6 その他

1. 硫黄酸化物の量の測定に係る日本工業規格名の変更について（規則別表第1備考二関係）

日本工業規格K 2 5 4 1 及び Z 8 7 6 2 の改正に伴い、規則別表第1備考二の記載を改正することとする。

2. 身分証明書の記載事項の変更について（規則様式第8関係）

様式第8については、平成23年4月1日以降、新様式となるので留意されたい。なお、改正前の大気汚染防止法施行規則様式第8による証明書は、その有効期間内においては、改正後の大気汚染防止法施行規則による証明書とみなすこととする。

別紙 2 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について（水質汚濁防止法関係）

第 1 改正の背景

昨今、大企業も含めた一部の事業者において、排出水の汚染状態等の測定結果の記録の改ざん等の事案が相次いで明らかとなっている。事業者による測定結果の記録は、排水基準遵守等の自主的な履行の確保に資するとともに、地方公共団体が排出水の排出等に関し、改善命令等の水質汚濁防止法に基づく措置を講ずる場合に重要な判断材料となるものであり、記録の改ざん等により地方公共団体の立入検査等の実効性が失われることが懸念されている。

また、水質汚濁事故は近年増加傾向にあり、事故の内容も多様化し、原因となる化学物質等は多岐にわたる。一方、改正前の水質汚濁防止法において事故時の措置の対象となるものは、特定事業場からの有害物質又は油を含む水及び貯油事業場等からの油を含む水の排出等のみであり、通常排水に多量に含まれることが想定されていないこと等により有害物質として排水規制がされていない物質を含む水の排出等は措置の対象外であり、現実に発生している水質汚濁事故と比して対象が極めて限定的になっている。

さらに、以前に比べ水質環境は改善傾向にある一方、依然として湖沼等の環境基準の達成状況が低い等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある状況がみられ、排出水を排出する者等による更なる努力に加え、全ての事業者においても公共用水域等の汚濁の防止のための自主的な努力が必要である。

これらの状況を踏まえ、下記の改正を行うこととしたものである。

第 2 事故時の措置の範囲の拡大（改正法による改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第 2 条第 4 項及び第 14 条の 2 並びに水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令による改正後の水質汚濁防止法施行令第 3 条の 3 関係）

1. 趣旨

事故時の措置の対象を拡大するため、新たに「指定施設」の規定を設け、その定義を、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（以下「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設とする。

事故時に特定事業場の設置者が措置を講ずべき水の排出として、その汚染状態が法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水の排出を追加するとともに、指定施設を設置する工場又は事業場の設置者に対し、事故により指定物質を含む水が排出された場合等における応急の措置及び都道府県知事への届出を義務付けるものとする。

なお、今般の改正において、法第14条の2第1項から第3項までにおいて、それぞれの施設を設置する工場又は事業場と、当該施設から排出等されるものが当該施設の指定の要件上想定される種類の水との関係が対応するように整理を行った。これに伴い、「特定施設」、「指定施設」及び「貯油施設等」の規定が重複して適用される場合があるが、事故が生じた場合に講ずるべき応急の措置等についてはいずれの場合であっても異なるものではない。

2. 事故時の措置

(1) 事故時の措置の考え方及び具体的な対応等に関しては、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成元年9月14日付け環水管第188号環境事務次官通知）及び「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成元年9月14日付け環水管第189号環境省水質保全局長通知）並びに「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成8年10月1日付け環水管第275号・環水規第319号環境事務次官通知）及び「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成8年10月1日付け環水管第276号・環水規第320号）において、特定施設等について定められているところであり、指定施設についてもそれらの施設と同様の考え方であることから、運用に当たっては各通知の関係部分を参照されたい。

(2) 法第2条第4項の指定施設の定義において「多量に排出」とされている部分については、指定物質の考え方を記述したものであり、法第14条の2第2項に基づく実際の事故時の措置の要件の一つとして指定物質が「多量に排出」されることが含まれる訳ではないことに留意されたい。

3. 指定物質の範囲

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令により、ホルムアルデヒド等52物質等を指定物質として定めることとする。今回の改正において具体的には、人の健康被害や生活環境への悪影響等の観点から、①水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）等において環境基準が定められている物質、②「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について」（平成21年11月30日環境省水・大気環境局長通知）において要監視項目として規定されている物質、③水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）において水道水質基準が定められている物質、④水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日厚生労働省健康局長通知）において、水質管理目標設定項目として規定されている物質、⑤「毒物劇物に関する事故情報・統計資料」（平成11年～20年度厚生労働省）等に掲げられた水質事故の原因物質を踏まえ指定した。なお、今後関係機関と連携し

ながら水質事故の発生情報を収集した上で、必要に応じて指定物質を追加することとしている。

4. 指定施設の範囲

指定施設は、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設が該当する。特定施設以外の指定施設としては、例えば有害物質を貯蔵のみしている施設や指定物質のみを製造している施設があり、農耕地や土木工事現場、タンクローリーなどは施設ではないため指定施設には該当しない。

5. 関係機関等への連絡

事故時には、河川管理者や水道事業者等関係機関において実施される各種対策も重要であることから、事故発生の際に緊密かつ迅速な連絡が図られるよう、あらかじめ各関係機関との緊密な連絡体制の一層の強化に努めるとともに、これら関係機関と十分連携を保って事案に対処されたい。

(1) 河川管理者、下水道管理者

指定物質の漏洩による被害の拡大を防止するため、事故の発生を知ったときには、直ちに当該地域の河川管理者及び下水道管理者に事故の状況等を連絡されたい。

(2) 水道事業者

水道に対する被害の拡大を防止するため、事故の発生を知ったときには、直ちに当該地域の水道事業者に事故の状況等を連絡されたい。

(3) 海上保安庁の事務所

事故により海域が汚染され、又は汚染されるおそれがあるときは、直ちに海上保安庁の事務所に事故の状況等を連絡されたい。

(4) 漁業団体、土地改良区等の利水関係機関

当該事故による汚染の状況によっては、漁業団体、土地改良区等の利水関係機関に事故の状況等を速やかに連絡されたい。

6. 関係者への周知

指定物質については、これまで水質汚濁防止法の規制の対象ではなかったことから、現時点において、事業者に対し、法の趣旨が必ずしも徹底されていない場合もあると考えられるため、都道府県知事で既に把握されている情報の活用、関係機関を通じた周知等により、これら指定施設を有する事業場の設置者に対し、事故が生じた場合における必要な措置及び具体的な対応等を講じるよう十分な周知徹底を図られたい。なお、指定物質の公共用水域への排出又は地下への浸透が生じなかった場合には事故時の措置の対象とはならないので、併せて周知されたい。

第3 排水等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設（法第14条第1項及

び第2項並びに第33条第3号並びに大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令による改正後の水質汚濁防止法施行規則（以下別紙2において「規則」という。）第9条関係）

1. 趣旨

排出水を排出する者及び特定地下浸透水を浸透させる者に対し、排出水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、意図的にこれらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を設けることとする。これに伴い、これまで明確でなかった測定項目、定めがなかった測定頻度等について規定することとする。なお、本罰則は、法第14条第1項又は第2項に規定する測定を実施しなかった場合にも適用される。

また、「水質汚濁防止法の施行について」（昭和46年7月31日付け環水管第12号）の記の6（1）は削除する。

2. 排出水の測定項目及び測定頻度について

（1）測定項目について（規則第9条第1号関係）

個々の特定事業場によって排水口における排出水の汚染状態は異なることから、公共用水域へ排出する全ての特定事業場の全ての排水口で、全ての有害物質又は法第2条第2項第2号に規定する水の汚染状態を示す項目（以下「事項」という。）について定期的な測定を義務付けることは過大な負担を課すことになるおそれがあるため、排水基準が定められている事項のうち、法第5条第1項の特定施設の設置の届出の際に排水口ごとに届け出られているもの（法第7条により当該事項が変更された場合は変更後の事項）について、定期的な測定を義務付けることとする。また、排水基準が定められている事項のうち、法第5条第1項の特定施設の設置の届出の際に届け出られているもの以外のものにあっても、それらが原材料等に含まれ工場又は事業場内で貯蔵されている場合等には、意図せず排出されるおそれがあるため、必要に応じて測定することを義務付けることとする。

排出水の汚染状態の測定は、当該排出水に係る排水基準に定められた事項について行うこととされているため、例えば、法第2条第2項第2号のいわゆる生活環境項目に関しては、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の工場又は事業場に係る排出水については排水基準が適用されていないことから、法第14条第1項の測定の対象とはならない。ただし、例えば、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上50立方メートル未満の工場又は事業場に対して法第3条第3項に基づく条例においてより厳しい基準（以下「上乘せ排水基準」という。）が定められている場合は、当該上乘せ排水基準が排水基準に代えて適用されるため、

当該工場又は事業場から公共用水域に排出される水に係る生活環境項目についても測定義務の対象になる。

また、法第5条第1項に基づく特定施設の設置の届出の際に、規則様式第1別紙4の「排水水の汚染状態及び量」の欄に記載すべき事項については、これまで明示的に示していなかったが、排水基準が定められている事項のうち、通常排水口から排出されるものや排出されるおそれがあるもの（特定施設において使用等している物質や副生成等により存在すると推定される物質を含む。）について記載するよう事業者を指導するとともに、既に特定施設が設置されている工場又は事業場に対しても、届出にある記載事項に過不足がある場合には、法第7条に基づき変更の届出をするよう指導する等、実態に合わせ対応されたい。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に基づく特定施設の設置の許可を受けた者又は法第5条第1項の規定に相当する鉱山保安法（昭和24年法律第70号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の規定による法第23条第2項第1号、第4号若しくは第7号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、若しくは届出をした者については、法第23条第2項の規定により、法第14条第1項の測定義務はあるものの法第5条第1項の届出義務が適用されないため、これらの者に対しては、それぞれの法律に基づく許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載した事項について、測定義務を設けることとする。

（2）測定頻度について（規則第9条第1号関係）

測定頻度については、地方公共団体での指導状況や中小企業者の負担を考慮し、全国一律の必要最低限の頻度として、1年に1回以上とする。なお、旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場からの排水水については、その特殊性から一部の温泉成分について排水基準の適用が猶予されていること等に鑑みて一部の事項（砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量並びにクロム含有量）については測定頻度を3年に1回以上とする。

（3）都道府県等の条例の制定について（規則第9条第2号関係）

（2）の測定頻度については、全ての特定事業場に対して全国一律の最低限のものを定めているものであり、特定事業場の規模、排水水の汚染状態等を踏まえ、法第5条第1項の規定により届け出られている事項について、条例においてより多い回数測定を義務付けることができることとする。また、排水基準が定められている事項のうち、法第5条第1項の規定により届け出られているもの以外のものについても、条例において測定の

回数を定めることができることとする。なお、排水基準が定められていない物質等については、規則第9条第2号に基づく条例を制定することはできないが、地方自治法第14条に基づき法に違反しない限りにおいて条例を制定することができる。

規則第9条第2号に基づく条例を制定し、都道府県等が測定頻度を定めた場合には、当該条例に違反した者に対しては、法第33条第3号に基づき罰則が適用されるが、規則第9条第2号に基づかないものとして都道府県等が測定頻度を定める条例を制定した場合には、当該条例に違反した者については同号の罰則は適用されないので留意されたい。

3. 特定地下浸透水の測定項目及び測定頻度について

(1) 測定項目について（規則第9条第4号関係）

個々の特定事業場によって特定地下浸透水に含まれるおそれがある有害物質は異なることから、全ての特定事業場に全ての有害物質について定期的な測定を義務付けることは過大な負担を課すことになるおそれがあるため、法第5条第2項の有害物質使用特定施設の設置の届出の際に届け出られている有害物質（法第7条により当該有害物質が変更された場合は変更後の有害物質）について、定期的な測定を義務付けることとする。

また、法第5条第2項の有害物質使用特定施設の設置の届出の際に届け出られている有害物質以外の有害物質にあっても、それらが意図せずに原材料等に含まれ、有害物質使用特定施設で使用等される場合等には、浸透させる特定地下浸透水に当該有害物質が含まれるおそれがあるため、必要に応じて測定することを義務付けることとする。

さらに、法第5条第2項に基づく有害物質使用特定施設の設置の届出の際に、施行規則様式第1別紙9の「汚水等の汚染状態及び量」の欄に記載すべき事項については、これまで明示的に示していなかったが、通常特定地下浸透水に含まれるおそれがある有害物質（有害物質使用特定施設において使用等している有害物質や副生成等により存在すると推定される物質を含む。）について記載するよう事業者を指導するとともに、既に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場に対しても、届出にある記載事項に過不足がある場合には、法第7条に基づき変更の届出をするよう指導する等、実態に合わせ指導されたい。

なお、法第5条第2項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による法第23条第2項第1号、第4号又は第7号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者については、2.（1）と同様、これらの法律に基づく許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載した有害物質について、測定義務を設けることとする。

(2) 測定頻度について（規則第9条第4号関係）

測定頻度については、2.（2）と同様に、全国一律の必要最低限の頻度として、1年に1回以上とする。

（3）都道府県等の条例の制定について（規則第9条第5号関係）

（2）の測定頻度については、2.（3）と同様、特定施設の規模、特定地下浸透水の汚染状態等を踏まえ、法第5条第2項の規定により届け出られている有害物質について、条例においてより多い回数測定を義務付けることができることとする。また、有害物質のうち、法第5条第2項の規定により届け出られているもの以外のものについても、条例において測定回数を定めることができることとする。有害物質以外の物質や罰則の適用の考え方については2.（3）と同様である。

4. 測定の時期（規則第9条第7号関係）

排水水又は特定地下浸透水（以下「排水水等」という。）の汚染状態の測定は、全国一律の最低限の頻度として1年に1回以上と定めたところであるが、測定の結果、排水水が排水基準又は上乗せ排水基準等に違反をしていないか、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当していないかを確認することが目的であるため、この頻度による測定が排水基準等に違反していないかどうか等を確認する上でより効果的な測定となるよう、測定のための試料は、測定しようとする排水水等の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取することとする。なお、汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻はそれぞれの事業の内容に応じた年間変動及び日間変動を勘案し、事業者自らが判断するものである。

なお、日間平均による許容限度も規定されている生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素含有量、燐含有量については、日間平均による汚染状態が最も悪いと推定される時期にも測定することとする。また、日間平均による許容限度のみ規定されている大腸菌群数については、日間平均による汚染状態が最も悪いと推定される時期に測定することとする。

5. 測定結果の記録及び保存（規則第9条第8号及び第9号）

従前の規則では、測定記録について様式第8による水質測定記録表により記録することのみを定めていたが、今後は、水質測定に関連する書面として、法第14条第1項に基づく測定を事業者自らが行う場合は水質測定記録表に加え当該測定に伴い作成したチャートその他の資料を、計量法第107条の登録を受けた者に委託する場合は水質測定記録表に加え同法第110条の2に基づく証明書（以下「計量証明書」という。）を3年間保存することとする。

「チャートその他の資料」は、排水基準に係る検定方法や特定地下浸透水に係る検定方法に従って測定した場合に作成されるべき資料を指し、①採水日、試料の保存方法等の試料採取記録、②検量線、濃縮・希釈記録等の計算結果記

録表、③クロマトグラム、測定装置からの打ち出し記録等のチャート類等の資料のことをいう。

また、計量法第107条の登録を受けた者に委託する場合であって、計量証明書も併せて保存することとしているときには、当該証明書に記載されている採水者、分析者及び測定項目については、事業者の負担の軽減の観点から水質測定記録表に転記する必要はないこととする。

なお、計量法第107条ただし書及び計量法施行令（平成5年政令第329号）第26条の2又は第27条により、例えば、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条の規定に基づき指定を受けた機関が水質測定を行い、当該機関が計量証明書に相当する書面を交付した場合には、水質測定記録表に加えて当該書面を3年間保存することとし、当該書面に記載されている採水者、分析者及び測定項目については、水質測定記録表に転記する必要はないこととする。

6. 関係者への周知

排水等等の測定については、これまでそれぞれの特定事業場の状況に応じ行われているところであるが、今般、規則により全ての特定事業場に対して全国一律の最低限の測定項目や測定頻度として規定したものであり、その趣旨について、事業者に対し十分な周知徹底を図るとともに、今後とも事業者との意思の疎通に努められたい。

第4. 事業者の責務について（法第14条の4関係）

事業者は、排水等の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならないこととする。

「事業者」とは、事業活動を行う者一般を対象とし、排水等を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者のみならず、汚水又は廃液を公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させる全ての事業者が該当する。なお、本規定に基づく措置は、事業者の自主的な判断の下に実施されるものであり、事業者に排水等々の測定又は公共用水域等の汚濁の防止のための措置を強制するものではない。

事業者による具体的な措置としては、例えば、事業活動に伴う汚水又は廃液の排出先の把握、汚濁の負荷の低減に資する施設の整備及び維持管理等を想定している。

第5 適用除外（法第23条第2項関係）

今回の法改正により、法第23条第2項が改正されたが、これは従前の整理にのっとり、同項に掲げる事業場又は施設について、指定物質に係る事故時の措置については鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関

する法律の相当規定により措置することとしたものである。

第6 罰則規定（法第33条関係）

1. 指定物質に係る事故時の措置に係る罰則規定を次のとおりとする。

法第14条の2第4項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（法第31条第1項第2号）。

2. 排出水等の測定結果の未記録等に対する罰則規定は次のとおりである。

法第14条第1項又は第2項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記載をし、又は記録をしなかった者は、30万円以下の罰金に処する（法第33条第3項）。

3. 罰金の上限の引き上げ

法第33条の罰金の上限の金額について、20万円以下から30万円以下に引き上げる。このため、法第14条及び法第14条の2に関連する条項以外（第6条、第9条及び第22条関係）についても罰金の上限の金額が変わることに留意されたい。

第7 その他

1. 身分証明書の記載事項の変更について（規則様式第11関係）

様式第11については、平成23年4月1日以降、新様式となるので留意されたい。なお、改正前の水質汚濁防止法施行規則様式第11による証明書は、その有効期間内においては、改正後の水質汚濁防止法施行規則による証明書とみなすこととする。

別紙3 「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方」の留意事項について

第1 事業者における公害防止管理体制整備の促進について

答申Ⅳ3（1）において、公害防止管理者等は、その業務を実施する中で地域の環境の状況に関する情報を得ておくことも重要であるため、地方公共団体が行う研修等を活用することが有意義であるとされていることを踏まえ、貴都道府県又は貴市において、事業者向けセミナー等を引き続き積極的に開催いただくとともに、その開催の周知徹底、なるべく多くの事業者が参加できるような開催の時間又は場所の工夫等に努められたい。また、社団法人産業環境管理協会が行う公害防止管理者等を対象とした研修等の開催の周知徹底も図られたい。

第2 事業者の公害防止管理の体制等に関する情報の把握について

答申Ⅳ3（2）において、地方公共団体が適確に事業者に対して指導を行う上で、排出基準超過時又は事故発生時を含む公害防止管理の体制等に関する情報を把握することが重要であるとされていることを踏まえ、以下に留意しつつ情報の把握に努められたい。

1. 大気汚染防止法関係

法第6条第2項によりばい煙発生施設設置時に地方公共団体に提出される「緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法」により引き続き把握に努めるとともに、立入検査時等には、その変更がないか確認するよう努められたい。

2. 水質汚濁防止法関係

「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令の施行に伴う特定施設設置届出等届出様式に記載について」（平成10年9月24日付け環水規第274号水質規制課長通達）記の5（1）②を次のように改めることとする。また、立入検査時には、これらの記載事項に変更がないか確認するよう努められたい。

②当該工場又は事業場における当該特定施設の担当者名及び連絡先、緊急時等の公害防止管理体制、主要製品名等の事業場における基本的情報を記載させる。

第3 複数の法令に基づく届出手続の整理について

答申Ⅳ6（1）において、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法など複数の法令に基づく届出の負担の削減について指摘されていることを踏まえ、氏名等変更届出書及び承継届出書の様式の共通化等を図ることを示した「大気汚染防止法等に係る氏名等変更届及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について」（平成8年3月29日付け環大企第66号、環大規第62号、環水管第

64号及び環水規第124号大気保全局企画課大気生活環境室長等通達)に基づき、引き続き事業者の負担軽減に努められたい。また、同通達の対象にダイオキシン類対策特別措置法を加える。(別紙1の「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第13条第2項」の下に「ダイオキシン類対策特別措置法第18条」を、別紙2の「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第14条第2項」の下に「ダイオキシン類特別措置法第19条第3項」を加える。)